

令和2・3年期 神奈川県青少年問題協議会 第2回企画調整部会 議事録

日時 令和2年10月28日(水) 10時～11時45分

会場 横浜市開港記念会館2階7号室

○ 青少年課長

皆様、本日はお忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。

本協議会の事務局を担当しております、神奈川県青少年課長の小出でございます。

皆さまには、今期委員としてご協力いただくことについて、ご快諾いただき誠にありがとうございます。

本協議会の趣旨や会議の公開などについて簡単に御説明いたします。青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法に基づく知事の附属機関として、昭和28年に設置されました。協議会は、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項の調査審議などを所掌事務としており、専門の事項を調査審議する企画調整部会を設置しています。委員の任期は、神奈川県青少年問題協議会条例により2年と定められており、皆様には令和2年9月1日からの2年間について、委員をお願いいたします。また、本協議会の会議は、神奈川県情報公開条例第25条により原則公開することとしています。会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行います。また、審議結果等の公開は、議事録を県のホームページに掲載することにより行います。議事録については、後日皆様にご確認をお願いいたしますので、ご協力をお願いいたします。

続きまして、第1回協議会及び企画調整部会の書面開催結果について御報告いたします。資料1をご覧ください。

(資料1に基づき説明)

書面開催結果についての御報告は以上です。

それでは、本日の出欠についてご報告いたします。

本日は、企画調整部会委員 全員が御出席で、本部会の定足数を満たしております。

本日は、第2回の部会となりますが、対面での会議開催としては初回となりますので、会議に先立って、委員の皆様から自己紹介をお願いできればと考えております。日頃のご活動や、お考えなどを交えながら2分程度でお願いいたします。

○ 長谷川部会長

長谷川 俊雄と申します。どうぞ2年間よろしくをお願いいたします。白梅学園大学子ども学部子ども学科の教授をしております。また、社会福祉士、精神保健福祉士としてソーシャルワーカーをしております。40年近くソーシャルワーカーの仕事をしておりまして、横浜市内南区に「つながるカフェ」という日本で最初となりましたひきこもりの方々の居場所である地域活動センターの施設運営を行う法人代表理事も務めております。社会福祉やソーシャルワークが取りこぼしてきた思春期、青年期の家族問題に関心を持って、研究と実践を重ねています。皆様にもご迷惑をおかけすると思いますが、よろしくをお願いいたします。

○ 藤井副部会長

藤井と申します。どうぞよろしく申し上げます。横浜国立大学教育学部に勤めております。大学では、教育思想論、道徳教育を担当しております。研究のテーマは人間形成をコミュニケーションや承認の視点から考えることや、現代のグローバルな社会の中で、どのように私たちが形成されているのかということを考えながら広く教育と人間形成という視点から考えていきたいと思っています。また、教育学部ですので、学校教育にも関わることが多いのですが、学校のあり方も公共性というものを大事にしながら、広く開かれていくような学校のあり方を考えていきたいと思っています。どうぞよろしく申し上げます。

○ 青木委員

青木と申します。厚木市森の里の公民館の館長をしております。今年で3年目になります。実は厚木市の公民館館長は非常勤特別職でして、普段は一級建築士で建築事務所を営んでおります。二十年以上地域活動ばかりをしておりまして、新型コロナウイルスの影響で二十何年ぶりに暇な土日をご過ごしました。特異な日々を経験しました。普段は、地域の子どもたちと、わいわいがやがや活動しながら、共に学びながら、共に育つ地域づくりに則り、森の里地区で活動しています。よろしくお願ひします。

○ 尾崎委員

はじめまして、よこはまユースの尾崎と申します。よろしくお願ひいたします。私は、公益財団法人よこはまユースという横浜市こども支援局の外郭団体の職員をしております。本日はお手元に自己紹介がてら2枚資料をご用意しました。オレンジ色のほうは、横浜総合高校という定時制の高校の中で実施している居場所カフェの2019年度の報告書になります。定時制に通っている様々な状況にある高校生を支援する活動として、無料でカフェをオープンし、生徒にとって気軽な交流・相談の場づくり、居場所づくりに取り組んでいます。もう一枚は、2022年に成人年齢が18歳に引き下げられることをうけて、今年度開催予定の「成人年齢引き下げに関する勉強会」のチラシです。18歳成人社会に向けて、私たち青少年育成・支援に関わる団体や社会としてどのような取り組みが必要なのか、考えるために実施する事業です。そういったことも含めて、10代、20代前半のすべての青少年に対してどのような育成・支援の取り組みが求められているのか、この会議での議論から学び、今後の事業展開に生かしていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

○ 小泉委員

秦野市社会福祉協議会の小泉と申します。よろしくお願ひいたします。私が今やっている仕事は、生活困窮者自立支援法に基づいた自立相談支援を平成27年から受託しておられまして、今年度から就労支援準備事業も一体的に行っています。30代から80代くらいまでの方の相談が多いため、子どもさんや青少年の関係についてはあまり実績がないのですが、その世帯の中に子どもさんがいて、この状況の中で子どもさんを育てていくのは心配だなという状況を垣間見たり、年に数件ですがひきこもりの方御本人から相談を受けることがあります。今も、養護施設を退所して就職したけれどもうまくいかないということで、就労支援をしています。そういう意味では子どもに重なっているところもあると思ひています。大人の方を支援していても、育つ環境がもうちょっと整っていたならば、困窮ということにはならなかったのではないかと思ひ方もいらっしやいます。そのような中で、子どもの関係では経験が少なく、どちらかというとな勉強させていただきたいというような気持ちも多いのですが、よろしくお願ひします。

○ 西野委員

フリースペースたまりばの代表をしています西野と申します。よろしくお願ひします。34年前から不登校、ひきこもりの子ども・若者の居場所づくりに関わりまして、29年前に「フリースペースたまりば」という場所を川崎市内に開きました。川崎市が98年から子どもの権利条例をつくる際に、調査研究委員会の世話人の一人として条例の策定に関わり、その具現化を目指した「子ども夢パーク」という場所を作ってきました。そこの所長をしています。夢パークの中に「フリースペースえん」という不登校児童・生徒のための居場所を開設しました。ここに登録している人は、小学校一年生から一番上は52歳までいます。不登校対策施設として始まっていますが、登録者が150人を超えています。昨日もその52歳の方とスカイ

プで面談をしました。なかなか外に出られないひきこもりの人の支援もしています。法人は、川崎市からの委託を受けて、川崎若者就労自立支援センター「ブリュッケ」を開設し、生活保護家庭の29歳までのひきこもり状態の人の就労自立支援もやっていますが、来年から39歳までに拡大する方向で事業を展開していくことにしています。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 福山委員

福山 瑚花と申します。川崎市新百合ヶ丘にある昭和音楽大学に在籍しております。音楽療法を専攻しています。学生なので、まだ支援などは経験したことがなく、公募委員としてこの場に参加させていただくことになりました。支援側の実績はありませんが、私自身が、ひきこもりというほどではないですが、登校が難しくなるなど1～2か月ほど家から出られなかった時期があります。そういうこともこの場で、微力ではありますが、何か力になることができると思っております。よろしくお願いいたします。

○ 墓田委員

育て上げネットの墓田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私自身は、25年ほど企業に勤めておりました。10年ほど前から支援活動をしています。育て上げネットは、支援対象が15歳から49歳の就職氷河期の人までの無業の若者をサポートしています。しかし、本人が自発的に来ることを待っていても来ない場合があるので、その家族、保護者、そして友人や親せきなど様々な人がつながってもらえるように、結ぶと書いて「結（ゆい）」という家族支援事業の責任者をしています。

コロナ禍にありまして、今まで相談に来ていたケースとは違った、昨年まではリア充だった大学生のお子さんをお持ちの親御さんからオンライン授業についていけないという相談や、サッカー少年だった子どもが全く学校に行けなくなったといった、今までとはちょっと違った課題がでてきているのかなと現場では感じています。そういった中でも、私たちの現場は、つまづいてから10年くらい経って、長期化してから来るケースが多いため、少しでも相談に来るハードルを低くするために、フリーペーパーを作成しています。お配りしたフリーペーパーには、有識者の方のインタビューを掲載し保護者に対して信頼できる相談場所として理解を促したり、若者向けにはティックトックとユーチューブで「オンライン喫茶「結」」という動画配信をはじめ来所を促しています。今月は精神科医の斉藤環先生をゲストにお迎えして、コミュニケーションについて語っていただきました。こちらは月1回配信しています。よろしければ、委員の方にもゲスト出演していただけると大変ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 牧野委員

牧野と申します。東京大学大学院教育学研究科におります。前期から委員でしたが日程が合わず、会議になかなか出られませんでした。今期については、よろしくお願いいたします。

専門は、社会教育、生涯学習になります。社会教育、生涯学習は教育学のジャンルに入っているのですが、総合行政の方に移管が進んでいて、ある意味では社会の基盤を作る方に回っていています。もっと言いますと、国の行政というよりは、自治体さらにその下のコミュニティレベルでの様々な人々の参画を促しつつ、国にお金がなくなってきたり、どんどん住民自身でやってくれという動きが強くなってきています。今回、青少年ということになっていますが、すでに青少年という言葉は過去のものとなりつつあって、「若者」という言葉によってどんどん年齢が引き上げられ、彼らの社会的な参画、自立を促していく方向性が強く出てきています。そういう中で、どのように地域で場をつくりながら、住

民の参加を促すのかなど、色々なことをさせていただいています。皆さんのお話を伺いながら、新しいあり方を考えていこうと思いますのでよろしくお願いします。

○ **青少年課長**

皆様、ありがとうございました。大変、素晴らしい方々に委員をお迎え出来てありがたいと思っております。それでは、ここからの議事進行について、長谷川部会長にお願いいたします。

○ **長谷川部会長**

ただ今から、神奈川県青少年問題協議会第2回企画調整部会を開催いたします。

まず、議題1 令和2年度神奈川県青少年育成活動推進者表彰受賞者についてです。事務局から資料の説明をお願いします。

○ **調整グループリーダー**

(資料2に基づき説明)

○ **長谷川部会長**

御説明いただき、ありがとうございました。ただ今の説明について、御質問、御意見などございましたらお願いします。

私からよろしいですか。時代に逆行しているのかなと思うのですが、女性の受賞者が減ったことについて、何か背景がありますでしょうか。推薦を受けているわけですが、女性の率が減ったということについて、推薦元の方の傾向などあったでしょうか。

○ **調整グループリーダー**

平成30年度は女性が35名で、男性が63名、令和元年度は女性が33名で、男性が55名でした。男女比は男性が多い傾向にありますが、今年度特に女性の受賞者数が減ったということは、結果としてこのようになったもので確認しておりません。申し訳ありません。

○ **西野委員**

よろしいでしょうか。

○ **長谷川部会長**

西野委員お願いします。

○ **西野委員**

私も気になっていました。この場でこの推薦の決定を出すために、全ての資料を読み込めるわけではないので仕方ないのですが、資料の表についてそもそも男女別でこのデータを作成する必要があるのかと思っていました。ジェンダーの観点から男女に分けないとならないのか疑問に思いました。一方で、矛盾しているかもしれませんが、あまりにも男性が多いというこの仕組みは、委員として審査する以上は、各自自治体、推薦元に女性の比率が低いことが気になるという意見が委員からあったと残してもらったほうがいいと思います。この表彰は名誉職といいますか、各団体内で順番に推薦予定者が決まっていくということがあるのかとも思いますが、もう少し女性に光をあててみると推薦の何かが違ってくるのではないかと思います。どこかで変えていかないと、こういう仕組みは変わらないと思いますので、ジェンダーバランスが悪すぎるという意見があったことを残してもらったほうがいいと思いま

す。

○ **青少年課長**

ありがとうございます。男女の比率は、たまたまという部分もあると思いますが、活動している中でどちらを推薦しようかという御判断も知らず知らずのうちにあるのかと思います。推薦いただくときに、県から推薦元に対して、団体など活動の範囲も含めて、広めに推薦いただくようお願いしています。性別についてもあまりとらわれずにということはありながらも、偏りがないように、女性を積極的に推薦いただくようお願いしていきたいと思います。御意見をありがとうございました。

○ **牧野委員**

よろしいですか。

○ **長谷川部会長**

お願いします。

○ **牧野委員**

この制度そのものを否定するつもりはありませんが、この表彰は随分昔からやられていることだと思います。表彰要綱をみても、健全育成や非行防止という言葉が並んでいるのですが、居場所づくりやひきこもりの支援など様々な活動をされている方々もいらっしゃると思います。おそらく、今回の表彰の対象になっている団体の方々は、そうした活動には関わっていらっしゃらないのかなと思います。そういう意味では、従来の行政と関わりのある団体の中から推薦され、ある種名誉職のようなものになっていると思います。それはそれで良いことだと思いますが、もう少し表彰する中身のあり方を検討するとか、従来の青少年育成団体とは違う方々にも光が当たるような表彰のあり方を変えてもいいのかなという印象があります。これがいけないというわけではありませんが、もう少し幅を広げていくと、色々な方々が関わっていることを社会に示せるのかなと思いますので、意見としてお伝えいただければと思います。

○ **長谷川部会長**

ありがとうございます。他に御意見はございませんか。

○ **青木委員**

地域で活動をしていると、こういうことに関わることが多いです。選出方法は、各市町村の青少年問題協議会などで、各種関係団体などの長が委員になります。そうした団体から推薦された、長くやっている方を選びます。いいか、悪いかではなく、まさに名誉職のような形で選んでいきます。それが無難な方法だからそうしているわけです。実際に現場でちゃんと活動していて、この人こそ表彰すべきだという人を拾いあげるシステムがない。牧野委員が言われたとおりです。そういうシステムを作らない限りは、延々と続くだけになります。拾い上げていくシステムをつくらないと、誰が拾いあげていくのかは大きな問題ですが、そういうのを見る人がいません。市町村にはそれは難しいと思います。その下部組織がやるのでしょうか、そうしたシステムを作らないと、やはりどこかの団体の長年20年、10年活動している長を名誉職にしてあげるという形になってしまう気がします。それが現場の現実です。そういうシステムを新たにつくっていかないと難しいことだと思います。

○ **長谷川部会長**

ありがとうございます。最初からホットで好ましく思っています。私が思ったのは、従来型で伝統的な分野や団体に所属している方、この協議会が新しく指針をつくりなおすことで言いますと、実際に現場の状況にフィットしていない印象を受けます。すぐには難しいと思いますが、現代型というか本当に青少年を支援している人たちにスポットライトがあたり、励みになり、そして地域の方に尊敬される。そういう方々が表彰される制度に作り替えていく、とっかかりとして、何か取り組んでいただければと思う次第です。そのほかよろしいですか。

○ **牧野委員**

この制度そのものは、ある種皆さんに広く啓発するということも含まれていると思います。伝統的な団体に関わって長くされている方々を表彰することは大切なことだと思います。地域で色々な活動をされていて、本当に子どもたちのことを考えて活動されている方々がいらっしゃると思いますので、そうした方々にも光をあてながら、啓発をして、世の中に広く知らしめていくという意義もあると思います。この制度はそうそう変えられるものではないと思いますが、もう少し違う制度をつくっていく方法もあると思いますので、御検討をいただければと思います。

○ **長谷川委員**

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

○ **福山委員**

意見ではなく質問になりますが、表彰の対象になる者は概ね20歳以上の者と記載されていますが、表彰者内訳では10歳代の欄があるのですが、これは過去に10歳代の方が表彰されたということがあったのでしょうか。

○ **青少年課長**

なぜ10歳代の欄があるのかということについてあまり意識していなかったのですが、表彰対象者を概ね20歳以上の方としている関係で、例えばジュニアリーダーなど10代後半のお兄さん、お姉さんとして年下の小学生を指導している方もいらっしゃいます。概ね20歳以上としているので、10代の方を賞の対象として排除しているものではないと思います。資料上、10歳代の方の実績がないので、わかりづらいのですが、実際に子ども会など色々な活動の中で10代の方が活躍しているということがございますので、その関係で10歳代の欄を設けていると考えられます。

○ **福山委員**

ありがとうございます。

○ **長谷川部会長**

よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。

○ **尾崎委員**

高校の居場所づくりをしているときに、地域でボランティア活動をしている方がいらっしゃる中で、熱心に活動して下さる方が多いと捉えています。20代、30代の方にも熱心に活動している方がたくさんいらっしゃるので、そういった方々のお名前がはいり、活動の実績

が評価されることがあると、より活動が広がっていくと思います。表彰の対象が長い活動ではなく、1年間の活動に対して表彰しますという仕組みになっているので、そこをうまく活かせるといいのかなと思います。

○ **長谷川部会長**

はい。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

○ **墓田委員**

地元で持続可能なことで続けられていて、名誉職ということも素晴らしいことだと思います。ただ、コロナ禍でちょっとしたイノベーションを起こしたというような部門を設けるなど取り入れられるのであれば、持続可能な部門と新しい風、未来につながる部門というようにできていくといいのではないかと思います。単なる意見ですが、よろしくお願いします。

○ **長谷川部会長**

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

様々な御意見、御質問をいただきましたが、それは今後の課題ということで、ここでは審議事項ですので、事務局が提出されました表彰案をお認めいただけますでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、御異議がないということで議題1については原案のとおり決することとなりました。ありがとうございます。

では、議題2「かながわ青少年育成・支援指針について」です。事務局から説明をお願いします。

○ **企画グループリーダー**

資料3に基づき説明。

○ **長谷川部会長**

ありがとうございました。それでは、ただ今の説明について、御意見や御質問、あるいは意見交換を重ねていきたいと思います。順番でというよりは、お気づきの点から御発言をお願いしたいと思います。

○ **牧野委員**

少しお聞きしたいのですが、指針についてですが、国は「子ども・若者」という言葉を使いかえていて、法律も大綱も「子ども・若者」という言葉を使っています。法律は「子ども」の「ども」はひらがなで、大綱は「供」という漢字を使っています。また、神奈川は「青少年」という言葉でいくのか、「子ども・若者」に変更するのかについてお考えがあればお聞きしたいと思います。

○ **青少年課長**

そこはまだ決まっておりません。元々、子ども・若者支援推進法に基づく県計画ですので、名前を変えていくことも考えられると思います。ただ、歴史的に県の場合、青少年の育成指針という形で進めてまいりましたので、そこを踏襲しつつ変えてきたということがございますので、名前も含めてこれからの5年間に何がふさわしいかということは考えていきたいと思っております。

○ 牧野委員

なぜお考えを聞いたかと言いますと、昨今、青年という言葉は、ほとんど消えかけていて、自立の過程における青年期というものが、社会の変化によりはっきりしなくなっているということが背景にあると思います。その意味で、青少年ではなく「子ども・若者」ということにして、若者という言葉の年齢がさらに伸びていき、今49歳にまでになっています。従来であれば、中壮年の人々が若者に入ってきているということもありますので、そういった意味で言葉を変えるということは、支援指針がどこまでを対象としているのか、ということもかかわりますので、その点を含めて、お考えを伺いました。

○ 青少年課長

今のところ、これと決めているものではございません。牧野委員がおっしゃった通り、対象が広がっているということは間違いありません。ひきこもりや就労支援、若者サポートステーションについても49歳までの方が対象になったということもあります。広くとらえていくという流れは間違いのないと思います。私どもも施策をやりながらも「青少年」なのか「子ども・若者」なのか、事業ごとに戸惑いながら行っている部分もございまして、その整理は、今回必要だと考えております。

○ 長谷川部会長

ほかに御意見はいかがでしょうか。牧野委員は直球の御意見だったと思いますが、いかがでしょうか。

○ 福山委員

基本目標Ⅱの「困難を有する青少年の社会的自立の支援」について、ひきこもりや貧困、そういったことは書かれていますが、例えば発達に問題のあるお子さんについては含まれているのでしょうか。基本目標Ⅰに含まれているのかとも思ったのですが、健康な心と体を目指すといっても、完全に平均的に合わせていくのは、どうしてもなかなか難しいところがあると思うので、そういった方々も対象にいられた方がいいのではないかと思います。発達に問題がある方々のことも含まれているのかどうか疑問に思いましたので、お聞かせいただければと思います。

○ 青少年課長

まず、発達障害として診断されている方については、施策として明確になっており、健康医療の方との調整をとりながら施策に位置付けていくこととなります。

ただ、困難を有する青少年については、ひきこもりや不登校という中で、明確に発達障害として診断まではされていないが、そういう傾向や背景がありそうだという場合もあると相談機関に関わっている方からお聞きしています。はっきりと発達障害だと明記していませんが、困難を有する青少年の自立についての施策の中にはそういう方も対象に入っているとお考えいただいて結構でございます。

○ 長谷川部会長

よろしいでしょうか。西野委員お願いします。

○ 西野委員

資料3の10ページの青少年サポートプラザでかつて相談員をしていました。今は名前が変わり、「子ども・若者総合相談センター」となっていますが、ここで重点項目1にあたる分

野の相談がどれくらい入ってきて、こういう内容になっているかわかるデータはありますか。

○ **青少年課長**

あります。

○ **西野委員**

今後の検討の中に、県内でひきこもり相談を問われたときに、どこを紹介するかという
と、ここにありますよという形です。どこに相談していいのかわからないという人が一時的
に相談すると思うので、ここを紹介することになります。実際にどのくらい相談があるのか
を知りたい。11 ページには、県の相談機関で対応しているひきこもり相談に対応している関
係機関のデータについて、もう少し詳細がわかるのか、ひきこもり状態になって5年以上が
48%というデータが出ていて、つまり、半数は関係機関の相談でも5年以上の長期的なひきこ
もりになっている。どう対応したらいいかわからないという課題がでてくる。今後この青少
年問題協議会で検討していく際に、ある程度の詳細データを可能な範囲で委員に読みこめる
ようになると課題がちょっと見えてくるのかなと思います。

○ **青少年課長**

わかりました。相談件数や主訴も統計をとっておりますので、委員の皆様には資料をお送り
するようにいたします。

簡単に申し上げますと、「ひきこもり地域支援センター」と「子ども・若者総合相談センタ
ー」は2枚看板で、一体して相談を受けており、ひきこもり以外の相談も受けています。年
間およそ3千件の相談を受けており、令和元年度については、電話相談が2995件、来所相談
が914件となっています。そのうち、ひきこもりが主訴の件数は、電話相談で397件となっ
ています。ただ、主訴なので相談項目が不登校や精神保健が主訴となっている中に、ひきこ
もりに該当している場合も含まれるため、完全に網羅することは難しいです。また、御本人
自身がひきこもりであるとの認識のない場合の御相談もあります。御本人が意識してまた、
相談員が相談の内容で主訴がひきこもりと認めた方についての資料はございますので、資料
を提供したいと思います。

○ **西野委員**

今の説明の中で、ひきこもりが主訴の電話相談が397件ということでしたか。

○ **青少年課長**

そうです。

○ **西野委員**

子ども・若者総合相談センターの開設は週5回ですか。

○ **青少年課長**

はい。週5回です。

○ **西野委員**

1か月30件の電話相談を受けたら360件になりますから、1か月4週として、週5回で考
えますとかなりひきこもりの相談件数が少ないなど、相談を受けている側としては感

す。ですから、他の皆さんはどこへ相談をしにいつているのだろうかと思いました。今、8050 問題を含めて、青少年とついているから、長期化した上の年代の相談が入ってこないのか、我々が何歳までを議論をするかということはあると思いますが、その世代のひきこもりの件数としても、ちょっと少ないなと感じます。

○ 青少年課長

「子ども・若者総合相談センター」は39歳までですが、「ひきこもり地域支援センター」は年齢の上限を設けずに相談を受けています。先ほど申しあげましたように、例えば家庭問題や発達障害、精神保健という主訴もあり、そこにもひきこもりの方が含まれているように思います。例えば、就労関係でも327件、精神保健270件、家庭問題も400件以上ありますので、そこに含まれているかもしれません。ただ、全体からみると意外に少ないという印象をもたれることもあるのかなと思います。

○ 西野委員

複合的な要素や内容を含めて読むことができる資料を送っていただけるとありがたい。

○ 青少年課長

はい。承知しました。

○ 長谷川部会長

指針を検討する際に基礎データは必須ですので、事務局にはお手数をおかけしますが、データの配信をお願いいたします。他に御意見はいかがでしょうか。

○ 尾崎委員

基本目標にある「困難を有する青少年の社会的自立の支援」について、今お話しをしていたことも困難な状況にある青少年への支援にあたると思うのですが、困難な状況は常に困難なわけではなく、困難な時期もあるし元気な時期もあるし、あまり元気ではない時期もあるというように常に困難な状況にあるのではなく、立場がどんどん変わっていると思います。

困難を有する若者への支援も必要ですが、もう少し予防的な、そうなる手前での支援がより重要なのではないかと思います。

周りに頼れる人がいない若者から高校を卒業するタイミングで「卒業後の進路がまだ決まっていない」と言われてしまったときにどういう風にサポートしていったらいいのか。自立に向けて試行錯誤している不安定な状況で、誰にも相談できなかつたり、頼れる相手がいないことでより困難な状況になってしまう青少年が増えてしまうのかなと思うので、困難になる前の一歩前の支援についても広く考えていただけるといいのではないかと思います。

もうひとつ、総合相談窓口があるよと言われても、困難な状況の青少年が自分一人でそこにたどり着くのはすごく難しいと思っているので、相談窓口のハードルをどれだけ下げられるのかがとても大事だと思っています。やり方は一つではないと思いますが、例えば無料のカフェのような形で、そこに行けばいつでも話を聞いてくれる人がいるし、相談という感じではなく、よく来たねという感じでフラットに話ができるような、そういう気軽に利用しやすいサポートや相談の場がやはり必要なのではないかと感じているので、そういうことも合わせて検討していけたらなと思っています。

○ 長谷川部会長

尾崎委員がお話されましたが、高校生を対象とした校内で実施されている校内カフェなど

の予防的な意味を持つ新しい支援活動や居場所活動も始まりました。ここでいう「困難」をどう定義づけていくのかということですね。このまま読むと困難を定義している、そうしたところへの支援ということだと思えますが、全体で予防的な支援で食い止められる、救う。そこをどう読み込んでいくのかという問題提起だと思います。指針の中の書きぶりになっていくのだらうと思います。国の文書を見ても、困難に直面する、困難を有するという表現があるのですが、それに対する丁寧な説明があまりされていない。いきなり貧困などの問題になっている。総合的な視点で多様な問題を包含するように、うまく書きこんでいくということが、やはり大事だと思いますし、それを書きこむと神奈川方式といいますか、そういうものがわいてくるのかなと個人的にですが思いました。

○ 墓田委員

部会長と尾崎委員の意見に重なっているのですが、予防的な支援をすることについて、自己紹介でも言いましたが、コロナ禍で今まで相談に来なかった方が相談に来ている状況にあります。まず、相談することのハードルが高いのか、相談場所で相談する方法がわからないから、相談しているのではないかと思います。そういった中では、地域で支える居場所カフェのようなものも有効だと思います。また、西野委員が指摘したように、ひきこもりの相談件数が少ないのではないかとすることに注目すると、ひきこもっている人は対面する相談支援や居場所に自発的にいくことは難しく、オンライン上が大事なコミュニティの場になっていて、オンラインを通して様々なコミュニティをつくっているケースもあります。例えば、オンライン居場所のようなものを神奈川県が主導することができれば、オンライン上でのリスク、相手がどういう人かわからない、安全ではないようなイメージが、少しでも払拭できるのではと思います。神奈川県が運営するオンラインでの居場所なら、安全な場所であると信頼されると思います。自由に入っていけて、県内の地域を、神奈川県エリアをオンラインでつなげる。そんなこともこの協議会で話し合うことができたらいいと思っています。

○ 長谷川部会長

そういった意味ではタイムリーであり、コロナの影響もあるので、新しい要素や状況、環境をいれながら作っていかざるを得ないし、作らないと、県民の負託を受けてやっていることにならなくなるだろうと私自身も感じています。

余計なことですが、11月下旬からNHKがひきこもりについて13番組を放送します。放送されますと反響が大きくあると思います。社会がいつそう注目してくることがあると思われるし、そういう動向も意識しながら取り組んでいくということが大事だと思います。

ほかに御意見いかがでしょうか。

○ 小泉委員

(2)⑤「多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の充実」についてですが、私どもも第5期の地域福祉活動計画策定の準備をしているところで、同じように感じるのですが、例えば障害分野、生活困窮、子どもの分野などそれぞれに相談機関があり、包括的な支援が重要という視点で、連携が大事だと言われていますが、具体的な連携の仕方が共有されていないと感じています。自分のところの仕事は一生懸命にやっているけれども、自分のところでは対応できない相談は、総合相談センターのような何でも聞いてくれるというところにつなげるということが多いように感じるがあります。総合相談でも何でも対応できるわけではないので、お互いの相談機関がどういうことをしているのかをよく知ることで、適切な支援に早くつながるのではと思います。私たちの対応の中で、例えば、生活保護につなげる必要があるかもしれないという人の支援では、どのような状態の人が生活保護の受給者となる

のかなど生活保護制度をよく知り、なぜ働けないのかアセスメントしたりドクターに意見書をもったり、実際に就職活動を応援してみてもやっぱりできなかったという事実の積み重ねなどをしたうえで生活保護申請につなげます。働けないなら生活保護に行くようにと安易につなげても、生活保護の窓口では、就労をすすめるなどで結果申請せずに帰ってくるということになりがちです。8050問題もそうですが、80歳の人と50歳の人に関わる人が違うので、なかなか一つの相談機関で包括的に関わることはできない。専門分野にお願いしたほうがいい事象がたくさんあります。自分たちは80歳の人を支えているけれども、50歳の人たちはどこにつなげればいいのかということも多く支援者が知る仕組みを計画の文言にいれられるといいのではないかと考えています。

○ 長谷川部会長

現場で連携するといっても、形式的な連携、縦割りから一步踏み出す、はみ出すということがあります。小泉委員がおっしゃいましたが、他機関の業務を知るということは、基本中の基本だろうと思います。よく精神科医の斉藤環さんがお話されているオープンダイアログといいますか、対話が連携に圧倒的に少ない。お互いを尊重し合うということ。そうしたことはひとつの技術論かもしれませんが、連携についての制度論と機能論、技術論はあると思いますが、そういうことも議論しながら書き込んでいけると現場の指針にまさしくなるように感じております。とにかく関係機関が集まって、連携をとりましょうということが書いてありますが、それはもう何度も聞いていることかもしれませんが、実質的に機能させるためには、どんなアイデアがあったらいいかということが少しでも書けるといいなお話を伺いながら思いました。

まだ時間がございますので、ほかに御意見がありましたらお願いします。

○ 西野委員

先ほど墓田委員からお話のあったオンラインの居場所について、十分検討する課題になると思っています。また、尾崎委員からカフェのようなものをできないのかというお話もありました。たしか、青少年サポートプラザでカフェのように、NPOが青少年サポートプラザを使って、相談に来られる場所を作ろうとしていた時期もあったと思いますが、それがなくなってしまいましたね。元警察官舎だったところを利用して使われていた青少年サポートプラザの建物が壊され、青少年センターの中に入り、センターに入ってもその規模が縮小されていったように僕の間からは見える気がします。県は、この分野から引いていこうとしないか見えるような感じがちょっとしていました。僕らNPOと県の青少年課が、がつつり四つでひきこもり・青少年問題をやろうとしたときからは、少し政策的に引き気味になっていないかという印象を受けています。その頃、助成金の仕組みも青少年課と一緒に作りました。不登校・ひきこもりの相談をしている団体に対しての支援やひきこもり支援のための方法づくりなどに支援のお金を出すということがありました。この青少年問題協議会で、例えば尾崎さんが言われたような、県が一か所カフェをつくりますというような政策は打ってこないかなという感じがしています。各地域にひきこもりの人が少し行きやすいところで、オンラインも使え、一方で対面でひきこもりの予防的などころも含めて居場所を作ろうとしたときの支援の仕組みとか、助成の仕組みなどについて、この場で検討できるのか。例えば、予算が通らないですよね。以前にそういう議論をNPOと青少年課がよくしました。例えば、オンラインカフェを開催します。地域ごとに深刻なひきこもりにならないようにするためのカフェをNPOがつくるというときに、そこにお金をつけていく方法や議論をここで進めていくことについて、変な質問ですが、事務局に聞いても困るかもしれませんが、具体的に何か見えてこないか、机上の空論をしても、ひきこもり分野は進まない。例えば、こ

ここで議論して予防的にもそういった場所が必要だということがここで決まったときに、予算化に向けて財政と交渉していくということを考えてもいいのでしょうか。

○ **青少年課長**

それは、まず御意見としていただき、県の中で検討させていただいた中で、その案についてお返ししていく。キャッチボールをしながらやっていき、計画をつくっていく。当然、計画をつくる時に予算化できる事業なのかどうかは、意識しながらやるわけですが、計画に位置付けたからと言って、予算がつくという時代ではないということもございます。既存の計画にしっかりと位置づいていても予算がつかないという状況もあり、お約束までできないということもございます。ただ、まずは御意見をいただかないと、案がつかれないということもございますので、今年度は自由にこういうことが必要ではないかという御意見をいただければ、それを踏まえて骨子を作ってあげていきたいと思っています。

今、西野委員からお話のありました県の助成について、今ある仕組みはフリースペース等事業補助がございます。これは、フリースペースを設置しているNPOが相談事業をする際に、多くはありませんが一部助成する仕組みはございます。西野委員のお話ではもうちょっと広い取組みの概念だよというご意見のようにも思いますが、今ある仕組みは以上でございます。

○ **西野委員**

それは、青少年センターを使ったら助成をするという仕組みではないですか。

○ **青少年課長**

そうではないです。

○ **西野委員**

各地域でしていることへの助成ですか。

○ **青少年課長**

そのようになります。場に対する、フリースペースに対する補助というよりは、フリースペースをやり、そこで相談事業をしているところに助成する仕組みです。結局、県が開いている窓口はどうしても数に限りがありますので、地域で相談にのっていただく機会を、先ほどご意見がありましたように気軽にいつも行っている場で相談できるということがよいと思いますので、それをしていただいている。それに対しての助成ということになります。

○ **牧野委員**

お聞きしたいことがあります。指針の改定について4つの施策について意見交換するということが示されていますが、今回の改定は2025年まで及びます。いわゆる2025年問題ということも含めて、しかも今の指針の目標とする社会には「青少年の自立・参加・共生をはぐくむ社会」とありますが、これが基本目標Iにほとんどそのままうつされていて、具体的な施策があるのかとは思いますが、結局、指針の改定で何を言おうとしているのか。具体的なことは皆さんが色々読み込んでいるので様々あると思いますが、例えば2025年という先のことを考えながら、将来をどうするのかという議論をするのか、それとも目の前のものをどう解決するのかという議論をするのかということも、検討する必要があると思います。

私自身の気持ちとしては、今、人生100年時代といわれ、国の施策も人生100年に向けた切り替えがなされ、そこには色々な事情があるのですけれども、いわゆる高齢者向けの施策

ではなく、社会保障を全世代型に組み換えながら、自立を促すという方向も加わってきている中で、子どもをどうとらえるのかという議論にもなっていて、その中で政策的なターゲットは地域コミュニティにおりてきてしまっています。そういうことの中で、指針としてなにをどうするのかという議論をしたほうがいいのではないかと思います。人生100年という、例えば今年中学校1年生の子の予測平均寿命は107歳ですから、100歳以上生きることを考えないとならない時代になってきました。すでに国の政策としては、学校をどうするのかという議論をやっていて、今年から学習指導要領は教え込むのではなく、100年学び続ける力の基礎を作りましょうということで改革が進められています。人生100年を自分で生き抜けるような基礎を作りましょう、それが学校時代なのですということになってきています。例えば青少年の育成といったときに、健全なという議論は何がどうだったら健全なのかを問わなくていいのか。いまや、そういう時期にきてしまっていると思います。その意味では自立とは何かというと、従来社会では、自立ははっきりしていました。就職して自分で生活していけることが自立なのだといってよかったのですが、今は就職しない人が増えてきているというか、就職って一体なんなのという時代になってきているところもあり、そうすると自立とは何なのかという、そのあたりについて少しフリーディスカッションをしながら、協議会としてどういう議論にするのかということを確認しながらやっていくことが、必要なと思います。

もっと言えば、ひきこもりも、今、この状況下で、大学もオンライン授業ですが、ゼミをやってみると、ひきこもりがちな子がちゃんと参加してきて、意見も言います。大丈夫？といいますが、家なので大丈夫です、二次元なら問題ありません、と言われます。今回、いろんな考え方や問題はあると思うのですが、逆にいうと、ひきこもっている子を引き出すというよりは、こちらから彼らの日常に出て行けるのではないかと思う感覚を持っているのです。一番怖いのは、彼らが社会の表面から見えなくなってしまうことです。彼らと様々な関係を徐々につくっていくことが大事なのですが、オンラインでつながろうとすると、私たちから向こうの生活空間に入っていけるという感覚を持つことができるのですが、つながりのあり方を考えていく、従来のあり方と違うということもいわなくてはならなくなっている、そういう時代だと思っています。さらに彼らが100年生きるようにどう支援していくのか、どういう生活を送るように支援をしていくのかが問われていくと思うので、もう少し大きい話をしながら目の前の話もできればと思います。このあたりについていかがでしょうか。

○ 長谷川部会長

ただ今の御意見についていかがでしょうか。

○ 墓田委員

今の御意見については、その通りだと思います。ひきこもりの家族との相談は、コロナ前は対面が9割だったのですが、コロナ後は9割がオンラインでの相談になりました。その中で、ひきこもっていた子が家の中で一番元気になったという御家族の声があります。本人になぜオンラインだと話すことができるのか直球で聞きました。すると、「だって、そっちに行くとかアウェー感があるでしょう。僕のホームグラウンドに来てくれたのですよね」という答えでした。あくまでも、本人の気持ちを尊重するので、今日は顔を出せない。でもおしゃべりはすると言ってくれることがあります。牧野先生がおっしゃった、こちらから出向くということも一つの方法としてこの場で話をしていけたらと思います。ひきこもりに関して、私たちは自立を目指しているのですが、昔の自立は、ワイシャツを着て、鞆を持って、会社に通って生計を立てるということでしたが、今は働き方もリモートワークも含め色々な

仕事ができ、働き方が拡張されています。どうやって生活者にしていくのか、これからの若者の自立について、この場で議論できたらいいなと思います。

○ 長谷川部会長

少し遠くをみながら、しかし近くもみながら、なおかつ私たちがごく普通に使ってきたワード、その概念をもう一回検討し直して再位置づけするというのが、どうしてもこの時期必要になってくるということですよ。そこを豊かに意見交換していこうということですが、それは皆さんご承知いただきたいと思います。そうしないと、非常に形骸的な、形式的な指針になってしまうと思います。

だいぶ時間がたってきましたが、他に御意見ありましたらお願いします。

○ 藤井副部会長

まとまっているわけではないのですが、皆さんの話を伺いながら教えていただきたい点があります。まず、事務局にもしてできたら、資料3のスライド11のひきこもりの現状に関する調査の中でさきほど、なかなか支援が繋がっていかないという御意見があったと思いますが、逆にすごく支援がうまくいった例がありましたらそういったことについて教えていただきたいので、調べる際に確認していただけたらと思います。

2点目は青少年の年齢がどうであるかということは、私も気になっています。資料をみますと0歳から30歳未満ですが、施策によっては30代、40代も対象になっていますけれども、今伺った、ひきこもり支援のお話でも年齢が高齢化しているということでしたので、広く考えていくことが重要ではないかなと思っています。その一方で、0歳からとなっていますので、小学生など子どもたちへの支援も重要ではないかなと思っています。疑問といいますか、気になるのは、「困難を有する青少年の社会的自立の支援」について、前期から「困難を有する」ということについて、困難が何であるかということが、わかりにくいということがありました。例えば、もし病気になっても体調が悪いけれども自分が何の病気かわからない。わからないけれども、相談に行ったらちょっと体調が悪いとお話をして色々みてもらうという状態で、ちょっと体調が悪いのだけれども、気楽に相談できるというように、困難を有すると名付けられる前の子どもたちとどうつながるかが重要なのではないかなと思っています。そういう意味では連携のあり方とも関わってくるのではないかなと思っています。つまり、名付けられる前のところからつながっていくという意味では、子どもたちが今日疲れたとか、しんどいなと思うようなところに支援という形で関わっていけるようなそうしたあり方のようなものについてぜひ検討していけたらなと思っています。そこでまたオンラインが活躍するのではないかと個人的には思っていますので、幅広いメディア社会や現在のこうした状況の中で施策を打っていけるといいかなと思っています。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。青木委員お願いします。

○ 青木委員

一番関心があることは、「青少年の成長を支える豊かな地域社会づくり」です。根本的に地域社会づくりをきちんとしていかないと、青少年が育たない。もちろん日々の活動内容だと思っています。具体的な手法を明確に考えていかないとこの重点項目3はなかなかできないのではないかなと思います。牧野委員もおっしゃいましたように、地域の自主自立が特に大切だと思っています。それができることが豊かな地域社会づくりではないかなと思います。どのようにしていけば、具体的な施策に繋がっていくのかについて、真剣に公民館

の立場としても考えていかななくてはならないと思っております。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。さて、時間がだいぶおしてきましたが、どうしてもという方はおひと方位いかがですか。

よろしいですか。活発な御議論、御意見をありがとうございました。これで何か結論がでるわけではないので、要望、確認、依頼ができましたので、事務局は整理いただきましてお返しただけのものはお返しただきたいと思っております。継続審議、議論をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

本日の議題は以上となっております。何か他に委員の皆様から御意見などありましたら承りたいと思っておりますが、よろしいですか。

では、最後に事務局にお返しいたします。連絡事項等ありましたらお願いします。

○ 青少年課長

はい。本日は熱心に様々な観点から御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。大変興味深く、また、指針の見直しにあたって参考になる視点をいただいたと感じました。また、表彰に関しましても色々御提案をいただきまして、以前にもこの協議会でもっと現場で今まさに支援されているNPOの方々に光が当たるようにという御指摘もありましたので、市町村にも範囲を広げて御推薦いただきたいとお願いをしているところでございます。ただ、御指摘もありました通り、どうしてもそれだけだと中々広がらないということもありますので、仕組みの部分もどのようにしていったらいいかということについても考えていきたいと思っております。今回いただきました指針に関する意見につきましては、一旦整理をさせていただきながら、必要なデータについても皆様にお送りして次につなげていけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は大変ありがとうございます。

以上